

# 第2期 長期基本計画書

・平成27年度～平成36年度・

特定非営利活動法人 でっかいそら

# 第1章

## 1. 第2期長期基本計画策定の趣旨

法人設立10年が経過し当法人としてはやっと土地の整地が出来た段階です。10年の事業活動での成果は放課後等デイサービスの事業所2箇所・グループホーム8か所12ユニット・就労支援事業所4カ所・在宅生活支援の事業所1箇所と本部をあわせて16事業所18事業を行い、職員数も150名を超えました。入所施設を持たない事業所としては、ある程度の障がい者福祉にかかわるサービスを提供できる状態となりました。まさしく10年間で広く浅くという状況ですがこれは法人設立してからの第1期事業として計画していたことです。

第2期基本計画は、今後10年での土台作りです。整地した土地を有効に使うためのサービスの実施・どんなことにも揺るがない人材という基礎と柱の形成・そして第3期4期と様々なサービスを大規模に展開する盤石な財政基盤の構築。その為の10年計画です。

第2期長期基本計画の策定では、不測の事態に陥った時の為の対応についても定めます。すべての職員が、法人のミッションと方向性についてきちんと理解出来る様に第2期長期基本計画を策定いたしました。

# 第2章

## 1. 法人理念・ビジョン・経営方針

法人理念は普遍的なもの「あきらめない・投げ出さない・くじけない」

将来のビジョンとしては、第2期長期計画終了時には、法人が社会福祉法人となり今まで以上に安定した運営が出来る様になっていることと、地域の中核施設としての職員スキルが身につけているようにします。そして、今後大きく制度変革がなされてもしっかりと対応できるように個々のニーズに合わせた柔軟なサービス提供が出来るようにいたします。

経営方針としては、健全な子供や成人があらゆる年代で様々な選択肢の中から自己決定しながら生きていくように、ハンディがあってもまた自己判断が出来なくても様々な成長過程でその年齢や障がいの特性に応じて複数の選択が出来る様にサービスを構築いたします。

## 2. 職員について

働きやすい環境を整備するという事を大前提に考えていきます。働きやすい環境は職員が安定し、いいサービスを長期間提供することが出来る事につながるからです。

具体的な取り組みとしては、

- ① 保育料の半額補助
- ② 子供が小学校3年生まで短時間勤務可及び時間外勤務の免除
- ③ 子供が小学生の間、子供の誕生日休暇の創設
- ④ 業務に必要な資格取得の補助
- ⑤ 住宅手当の創設
- ⑥ 本部及び生活介護「飛行船」・「虹」に出勤する職員を除いて他の事業所の車両通勤に係る駐車場の確保もしくは補助の検討

等を順次整備していきたいと考えています。

給与については、考課制度により個々に差はありますが、平均して毎年1万円の昇給が出来る様にしていきたいと考えています。

# 第3章

## 1. 事業計画<チャート図参照>

### (1) 平成27年度中整備事業

#### 1. 計画相談支援事業「空」

- ・現在の本部事務所1階にある居宅介護「虹」の事務所内で事業を開始。
- ・当法人のサービスを利用している方々を中心に相談支援に応じ、個々の障がい特性に応じた支援内容を自事業・他事業問わず組み立てその支援内容についてのモニタリングも適正に行う。
- ・事業開始時は、2名の職員でスタートし第2期計画中に相談支援員を10名の規模に拡大し、相談支援員5名ごとに単独事業所を設置できるようにする。

#### 2. 知的障がい者GH「はね雲」

- ・平成27年10月1日横浜市泉区和泉町に開所、男性6名の知的障がい者専用施設です。
- ・今までのグループホーム運営のノウハウを生かして、6名で2つの浴室・入居者の出入りが把握しやすいようにリビング階段の手法を使って建築します。

#### 3. 知的障がい者完全アパート型GH「あかね雲」

- ・軽度の知的障がいがある方々で自宅やグループホームを出て自立したいと思っている方々が、最低限の支援を受けて地域の中で少しでも自立した生活が送れ

るようにサポートします。

- ・各部屋に玄関・ミニキッチン・浴室・トイレ・クローゼット・エアコンが備え付けられた6畳の部屋です。
- ・毎月法人に支払うのは家賃と管理費だけで、電気・水道・ガスは個人契約個人支払です。
- ・職員は、自立した生活の為の相談や緊急時の対応を主に行います。

#### 4. 就労継続支援B型「カフェ」

- ・飛行船の横に木造2階建てで座席数20席程度のカフェを運営します。建物のイメージは地域の方々の憩いの場所となる様に木目調の外観と内装で、落ち着きがあり温かみのある雰囲気づくりを心掛けます。
- ・B型の事業所として接客と厨房内の作業を中心に行います。利用者は10名と考えています。
- ・大きめの厨房では、焼きたてのパンや地域作業所てんてんのドライフルーツを使用したスイーツ・干し野菜を使用した軽食等も提供できるようにします。
- ・地域に貸し出したり、音楽の演奏会を行ったり地域との触れ合いを多く持ちたいと考えています。

#### 5. 就労継続支援B型「晴天」移転

- ・現在都筑区佐江戸町で事業を行っていますが、事業所が1か所だけ離れている関係から管理上の不便さがありました、そのことを解消することと今後の就労事業所としての拠点となる様に移転することと致しました。

### (2) 平成28年度以降の整備事業

#### 1. フリースクールの設立

発達障がい起因とした、不登校状態の児童を受け入れる場所として検討していきます。全日制で9:00登校・15:00下校を基本として考えています。本人の学力に合わせた勉強だけでなく、自然体験・社会見学・実地活動を積極的に取り入れていきます。通学する児童の学校と連絡を取り出席日数に振り替えることが出来る様にしていきたいと考えています。

高校生の受入は、自立した社会人になるための感性を育てることと、自ら考えて行動できることを目的とします。

##### ①準備段階の一步目として

現在、放課後等デイサービスを利用又は登録されている方の中で発達障がい主たる方々について、週に2日間のみ発達障がい専用の場所を準備して特性に応じた受け入れをしていきたいと考えています。

#### 2. 就労移行及び就労継続A型事業「晴天」

横浜市旭区に移転する就労継続支援B型「晴天」の隣接地に本来GHを建設す

る予定でしたが、就労事業の中核場所として機能させるために「晴天」の分室を建設しそこで就労移行支援事業及び就労継続支援A型の事業を行いたいと考えています。

作業内容としては、就労移行については、一般的な会社で言う物流センターのようなものをイメージしています。法人全体の消耗品の発注や配達作業所の請負仕事の受入や納品作業を伝票作成から行うことを考えています。就労継続支援A型については、法人として産業廃棄物の指定申請を行い、認可が下りてからリサイクル事業にかかわる内容でA型事業を行いたいと考えています。

### 3. 成人対応一時ケア

18歳以上を対象とした一時ケアの創設を検討しています。地域作業所や生活介護の事業所への通所が終わった後最長で19時まで受入が可能で必要に応じて送迎も行えるように検討いたします。

### 4. 瀬谷区内での地域作業所又は就労継続支援B型事業所の開設

旭区及び泉区に地域作業所や就労継続支援B型を運営していますので、法人の拠点がある瀬谷区内での大規模な就労施設の運営を検討しています。

作業内容としては、「晴天」で行う解体作業の一次解体を主流として行い、革製品やビーズ、その他のものを使用したアクセサリ制作の自主事業も行います。

### 5. 地域作業所 天 及び ひつじ雲の大規模改修及び移転の実施

第2期期間中に建物の賃貸借契約が満了となるため、そのまま引き続き更新するか、大規模修繕を行いひつじ雲のみ移転するか地域作業所 天のみ移転するかの検討を行い。その準備に取り掛かる予定です。現在は、ひつじ雲を移転させ地域作業所 天として1階建ての建物に大規模改修工事をして頂く事を主にしています。

### 6. 法人本部及び複合施設ビルの建設計画

瀬谷駅から徒歩圏内で、法人の宣伝効果も高い場所に法人本部及び複合施設ビルを建設することは長い間の夢でもあり機能的にも優れた内容になると考えています。1階に相談支援事業所と居宅介護 2階が放課後等デイサービス（ひだまりの移転）3階に就労継続支援B型 4階が緊急ショートと会議室 職員スペース 5階が法人本部の複合施設を検討計画します。

### 7. 放課後等デイサービスグラウンド整備事業

現在の放課後等デイサービス「おひさま」住宅地に建設されています。「ひだまり」も道路に面していることから、庭で遊ぶには声が響き近隣の方々に大変ご迷惑をおかけしてしまいます。短時間でも体を外で思い切り動かせるようにG・Hあかね雲の隣接地にフットサル場ほどのグラウンドを整備することにしました。今後、障がいがある方々のスポーツクラブの設置も視野に入れ有効に使用していきたいと考えています。

# 第4章

## 1. 不測の事態の対応について

法人を運営していく上で常に頭の片隅にあるのは、不測の事態への対応であります。法人として考えられる不測の事態とは以下に挙げるような場合と考えます。

- ①法人職員が、明らかな犯罪行為により利用者および地域の方々に多大なる影響を与えた場合。
  - ②法人の責任で火災等の事故を引き起こし利用者及び地域の方々に多大なる影響を与えた場合。
  - ③理事長及び施設長が同時期に業務を行うことが不可能となってしまった場合。
  - ④未曾有の大災害により、法人のあらゆる機能及び資産を失ってしまった場合。
- 上記のような事態が発生した場合は、法人として適切な準備や対応をしていないと法人存続の危機となるため第2期では適切な準備と対応をしていきます。

<具体的方針>

- ①については、法人の内部研修を定期的に行い職員と資質を高めるとともに平成27年度に設立予定の法人のコンプライアンス委員会を通して問題点の抽出、研修内容の決定、規程類の整備を進めていきます。
- ②火災については、グループホーム内を中心に入居者及び職員が喫煙についてのルールを徹底するとともに、防災避難訓練の定期開催、通報及び初期消火訓練の徹底、建物の周辺及び内部の環境整備を徹底して行い、スプリンクラーの設置を推進していきます。
- ③については、法人の将来像を考え組織体系を見直し組織の強化を図るとともに後任の理事長及び施設長についての人選と教育を進めていき歳月をかけて利用者・法人・職員を将来にわたり守れる体制を作っていきます。
- ④大災害発生時の利用者の安全確保と連絡体制の強化、防災備蓄についての準備を今まで以上に進めていきます。

・・・最後に・・・

当法人は、利用者にとって何が必要で何をすべきかを常に考え今後も事業活動を行っていきます。法人規模が大きくなればなるほどすべての職員が「自分がされて嫌な事は相手にしない」「人が嫌がることを率先して自分がやる」「すべての始まりはきちんとした挨拶から」「様々な事柄にいつも疑問や可能性を考える」そして「あきらめない・投げ出さない・くじけない」という気持ちで毎日の業務にあたるようにして下さい。